

## 坂部が丘中央公園遊具施設製作・設置業務委託仕様書

### 1. 業務名称

坂部が丘中央公園遊具施設製作・設置業務委託

### 2. 業務の目的

近年、坂部が丘団地周辺では、国道1号北勢バイパスが開通し、都市機能が向上する一方、団地は造成から50年以上が経過し、人口減少・少子高齢化が進み、団地内に点在する小規模公園は利用が見込めなくなっている。その中で、現在、ストック再編事業として団地内4箇所の既存公園を廃止・縮小し、団地中央部に地域のイベント開催や集いの場となる坂部が丘中央公園を新規整備している。

そこで本業務は、新設公園である坂部が丘中央公園内に公募によって魅力的な遊具や四阿やテーブル・ベンチなどの休養施設を設置することにより、地域の賑わい創出を図るとともに、坂部が丘団地内の子育て世代の定住を図り、多世代の住む団地へ再生することを旨とするものである。

### 3. 契約期間

契約の日から令和8年2月27日まで

### 4. 契約限度額

¥50,006,000-（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 5. 業務の概要

#### (1) 対象地の所在

三重県四日市市坂部が丘三丁目地内 坂部が丘中央公園（新設公園）

#### (2) 業務内容

- ア 遊具設計・製作
- イ 遊具設置業務（基礎含む）
- ウ 休養施設設計・製作
- エ 休養施設設置業務（基礎含む）
- オ 公園施設整備

※本業務では遊具及び休養施設について企画・提案募集を実施し、公園施設整備については、設計図面通りに施工すること。

(3) 公園遊具の求める機能

ストック再編事業として団地内4箇所の既存公園を廃止・縮小し、団地中央部に地域のイベント開催や集いの場となる公園を整備することから、幅広い年齢層に対応した多様な遊び方が楽しめる遊具が求められている。そのため、子供たちと親と一緒に遊べ、((例) ボルダリングやブランコなど) 楽しめる複合遊具を1基以上設置すること。なお、インクルーシブの視点を取り入れた機能を有することが望ましい。

また、高齢者を意識した遊具も設置すること。

(4) 休養施設の求める機能

先行して整備した公園南側の四阿、テーブル・ベンチと統一性がとれていることが望ましい(同等品以上とする)。

(5) 設置スペース

設置位置及び面積は別紙計画平面図の通りであるが、公園利用者の利便性を最大限に考慮することとし、現地調査の結果、より良い設置場所がある場合は提案することも可とする。

6. 対象となる遊具

(1) 対象年齢

複合遊具は主として幼児・小学生(3~12歳)の利用を想定した遊具を対象とする。また、健康遊具等の大人向け遊具も対象とする。

(2) 使用材料等

遊具については木製の部材を用いないものとする。構造材はステンレスやアルミ、スチールのメッキ加工及び焼付仕上げを、また地際部分の腐食対策を施すなど、遊具の維持管理の軽減、長寿命化を目指した材料の使用や加工を施すことが望ましい。

(3) 適用規格及び基準

ア (一社)日本公園施設業協会 団体生産物賠償責任保険加入製品とする。

イ (一社)日本公園施設業協会 SP表示認定企業による製品とする。

ウ 国土交通省 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」に準拠すること。

エ (一社)日本公園施設業協会 「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)」に対応する製品とする。

7. 対象となる休養施設

(1) 使用材料等

擬木や擬石、木製など様々な使用材料が考えられるが、特に制限は設けず長

寿命化を目指した材料の使用や加工などの工夫が施されていること。

(2) 適用規格及び基準

- ア (一社) 日本公園施設業協会 団体生産物賠償責任保険加入製品とする。
- イ (一社) 日本公園施設業協会 SPL 表示認定企業による製品とする。

8. 注意事項

- ア JPFA 技術資格認定制度の公園施設製品安全管理士及び、主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けているもの）を有する者の指導の下、利用動線の交差を避け、各遊具の運動方向を考慮した安全領域を十分に確保しなければならない。
- イ 休養施設が建築物にあたる場合は、建築基準法第 18 条第 2 項の規定による計画通知申請などの諸手続きを適正に行うこと。なお、諸手続きに係る費用については、委託料に含むものとし、受託者負担にて行うこと。
- ウ 計画工程表、施工方法に関する書類は、「三重県公共工事共通仕様書」に準拠して提出すること。
- エ 現場により発生する建設副産物については、契約の範囲内で適正に処分すること。
- オ 公園周辺は小学校の通学路になっていることから歩行者には特に注意して作業を行うこと。
- カ 公園内への車両の搬入については、園路の舗装等を傷めないよう養生等を行うこと。
- キ 施工時間帯は基本平日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。（監督職員が認める場合はその限りではない。）
- ク 請負者は、製品の搬入時には、以下に示す項目や情報などが記された資料を提出すること。
  - ・製品の名称および識別番号
  - ・設置日または納入日
  - ・製品仕様
  - ・利用対象年齢
  - ・標準使用期間および保障年数
  - ・消耗部材とその推奨交換サイクル
  - ・保守および点検についての情報
  - ・日常点検表
  - ・遊具安全利用表示シール（年齢表示・個別注意・種類別注意）

- ・製品表示ラベル
- ・点検済みシール
- ・SP 及び SPL 表示認定企業認定証の写し
- ・公園施設団体生産物賠償責任保険加入証の写し

## 9. 本業務の留意事項

- ア 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- イ 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- ウ 受託者は、業務の実施にあたり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- エ 受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- オ 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- カ 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- キ 受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分（概ね契約金額の2分の1以上に相当する業務）を一括して、第三者に再委託してはならない。
- ク 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- ケ 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 10. 支払方法

業務完了時に成果品を提出後に完了払い

## 11. 暴力団等不当介入に関する事項

### (1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格提出規準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

### (2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ア 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- イ 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工事遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ウ ア、イの義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

## 12. 障害者差別解消に関する事項

### (1) 対応要領に沿った対応

ア この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

イ ア に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

### (2) 対応指針に沿った対応

上記（1）に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。